

「お知らせ」 2012年2月第4週分 (2/23~2/29)

ほうちじてんしゃ
放置自転車について

市民の皆さんが安心して歩けるように、JR静岡駅・清水駅・草薙駅・由比駅の周辺に放置自転車の禁止区域と規制区域を設定し、放置自転車の撤去を行っています。（「放置」とは、持ち主が自転車・原付から離れてすぐに移動させることができない状態のことです。）

- * 放置禁止区域では、警告後すぐに、自転車等は撤去されます。
- * 放置規制区域では、警告後2時間経過したものを撤去します。

撤去した自転車・原付は、所有者が分かる場合は通知文を送付し、2か月間、保管所で預かります。撤去された自転車等を引き取る際には、3つの持ち物が必要です。

1つめに、自転車の場合は2,000円、原付の場合は3,000円の「撤去保管料」、2つめに外国人登録証など、名前がわかる身分証明書、3つめは自転車の鍵です。2か月以内に持ち主が引き取りに来ないものは処分されます。

駅周辺や街中には駐輪場があります。料金は、1日1回の利用で自転車は100円、原付は150円です。定期利用もあります。駐輪場によっては夜間利用できないところもあるので、確認してから利用してください。

また、撤去された自転車の中には、盗まれて乗り捨てられた盗難自転車が発見される場合もあります。盗難などの被害にあった場合に、自転車が持ち主の手元に戻りやすいように、自転車を買った店で「防犯登録」をしておく事を勧めます。防犯登録制度は義務づけられています。

放置自転車についての問合せは、葵区・駿河区の方は、静岡市交通政策課 電話：054-221-1412、清水区の方は、静岡市都市計画事務所管理担当、電話：054-354-2256 までお願いします。日本語のスタッフが対応します。